

◇協働による登米市の持続的発展を目指して◇



登米市まちづくり

基本条例が施行されます

4月1日施行 ◇よりよいまちづくりを目指す「登米市まちづくり基本条例」◇

現在、登米市では、少子・高齢化や過疎化の進行、環境問題など、さまざまな課題に直面しており、その解決に向けて「地域主権型社会」の実現が必要とされています。

地域主権型社会は、「地域のことは地域で考え、地域自らの責任によって決める」という考え方を基本としています。

まちづくり基本条例は、この地域主権型社会にふさわしい登米市のまちづくりのあり方を明らかにし、市民の皆さんが「まちづくり」に参加・参画しやすくなるように制定したものです。

この条例は、公募市民などで構成された「登米市まちづくり基本条例策定委員会」が作成した素案をもとに、皆さんに親しんでいただけるよう、できるだけ分かりやすい表現を使い、まちづくりの基本となる考え方や、市民の権利、市民・市・議会の役割、行政運営のあり方などを規定しています。

今月号では、その条例のポイントと今後の取り組みについてお知らせします。

【問い合わせ】企画部市民活動支援課 ☎0220 (22) 2173

●条例のポイント まちづくり基本条例 6つのポイント

市民の参加・参画【第10条】

市民が主体のまちづくりを進めるため、市民が積極的にまちづくりに参加・参画できるよう、市が、その機会の充実に努めることなどを規定しています。

将来を担う人材の育成【第11条】

市民活動団体やコミュニティ組織などによるまちづくりを継続していくためには、その活動を担う人材の育成が必要です。また、登米市の持続的な発展のためには、将来を担う子どもたちが健全に成長することが大切であることから、そのために必要な環境の整備に努めることを規定しています。

コミュニティ組織等の尊重【第12条】

コミュニティ組織等が果たす地域での役割と「地域の計画づくり」などについて規定しています。ここでは、それぞれの地域の歴史や文化などを生かし、特色ある地域活動により、安全で安心できる住み良い地域社会を作り上げていくことや、コミュニティ組織等を核として地域住民の結びつきを深めながら、地域の将来像や約束事をまとめる「地域の計画づくり」の策定について規定しています。

市民活動団体等の活動環境の整備【第13条】

地域資源を活かした産業の振興や地産地消等、市民が取り組む地域活性化のための市民活動の促進に努めることなどを規定しています。市は、市民活動団体やコミュニティ組織等の活動を支援する組織などと協働して、まちづくりに努めるとともに、その活動に必要な環境の整備を行うこととしています。

危機管理【第21条】

市は、災害等の不測の事態に備えた体制を常に備えておく必要があります。東日本大震災が発生し、登米市においても大規模な災害が現実のものとなりました。今回の震災を教訓に、日ごろから不測の事態に備えておくことなどについて規定しています。

災害等発生時における対応【第22条】

災害などが発生した場合には、市民と市が協力し、それぞれの役割を担いながら対応するとともに、復旧復興に向けたまちづくりに取り組むことなどを規定しています。



※後日、条例概要をまとめたパンフレットを配布することとしています。

●今後の取り組み より良いまちづくりに向けてさまざまな事業に取り組みます

◇◇登米市まちづくりフォーラム2012◇◇

～まちづくりで育む、こころの絆～

登米市まちづくり基本条例の施行を記念し、協働のまちづくりへの理解と関心を深めてもらうため、記念フォーラムを開催します。

講師 歌手・俳優・司会者

「宗さん」の愛称でおなじみの

さとう 宗幸さん

◎日時 4月21日(土) 午後1時～(開場正午)

◎場所 中田農村環境改善センター

◎入場料 無料(全席自由:定員300人) ※要整理券 ※託児有 先着5人(対象:1歳～未就学児) ※申し込みが必要です。

◎申込方法 4月13日(金)まで、市民活動支援課または各総合支所に住所・氏名・連絡先を明記し、電話・ファクシミリ・電子メールで申し込みください。(受付時間:平日8:30～17:15)後日入場整理券を送付します。

◎内容 第1部 記念講演 講師 さとう宗幸さん

第2部 記念座談会

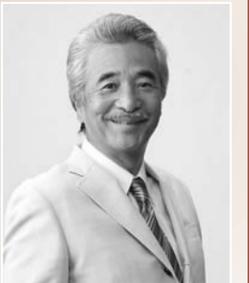
コーディネーター:宮城大学名誉教授 山田 晴義氏

パネリスト:NPO法人 杜の伝言板ゆるる 代表理事 大久保 朝江氏

浅水ふれあいセンター センター長 及川 豊二氏

登米市長 布施 孝尚

◎問い合わせ 企画部 市民活動支援課 ☎0220 (22) 2173 FAX0220 (22) 9164
✉shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp または各総合支所市民課



講師 さとう 宗幸さん

～協働のまちづくり地域交付金制度&地域協働まちづくり事業～ 協働のまちづくり地域交付金制度

1 制度の概要

協働のまちづくり地域交付金制度は、協働のまちづくりを進めるとともに、地域住民の創意工夫による自主的な地域活動を支援し、住み良い地域をつくるための制度です。

2 事業の区分

地域づくりを目的とした活動で次の取り組みイメージに該当する、公益的な活動に対して支援します。
①地域の課題解決に向けた主体的な取り組み ②地域の伝統・文化を継承する取り組み
③地域の人や物などの素材を生かした取り組み ④団体同士の連携や協働の取り組み
⑤身近な公共サービスを創造・提供する取り組み ⑥地域住民の声を集約して皆で実践する取り組み

3 予算額

総合支所ごとに100万円の予算を計上 ※予算の範囲内で交付金を交付します。

4 申込方法

各総合支所市民課で、相談・申請を受け付けます。

5 申込期限

5月18日(金) ※申し込みの際は、事業内容・申込方法などの説明をしますので、事前にご相談ください。

【問い合わせ】各総合支所市民課

平成25年度地域協働まちづくり事業

1 事業の概要

地域協働まちづくり事業は、市民活動団体と市が協力し合い、地域の特色を生かす事業や地域のさまざまな課題を効果的に解決する事業を支援するものです(事業の実施は平成25年度からとなります)。

2 事業の区分

【1】全市型…総合支所の枠を超え、複数の総合支所管内の地域を対象とする事業
【2】パートナーシップ型…市が主体的に担うべき内容で、団体と市の役割分担を明確にするパートナーシップ協定を締結して行う事業

3 補助金および補助率

【1】全市型 補助率9/10以内で、単年度を原則として100万円を上限に補助。補助対象期間は最大3年とし補助率を2年目7/10以内、3年目5/10以内とします。
【2】パートナーシップ型 補助率10/10以内で、単年度を原則として100万円を上限に補助。実施期間が複数年度にわたる場合は、同補助率で補助対象期間は最大3年とします。

4 事業の決定

審査会の審査および検討を経て、補助金を交付することが適当であると認められる事業を決定します。

5 申込方法・期限

10月31日(水) ※申し込みの際は、事業内容・申込方法などの説明をしますので、事前にご相談ください。

【問い合わせ】企画部市民活動支援課 ☎0220 (22) 2173